

日本弁理士会東北会 設立20周年によせて

平成29・30年度 日本弁理士会東北支部長

水 野 博 文



1) 東北会の原点 ― 40年の歩み

東北地域の知財活動の歴史は、約40年前にさかのぼります。当時、東北・北海道地域には弁理士のネットワークがほとんど存在せず、知財相談は容易ではありませんでした。中小企業や発明家が知財活用に挑戦しても、専門家へ気軽にアクセスできる環境は整っていませんでした。

この状況を打開すべく、故・本名昭弁理士の呼びかけにより「東北・北海道懇談会」が発足し、これが日本弁理士会東北会の原点となりました。その後、1987年に「日本弁理士会 東北・北海道地方委員会」、1998年に「東北・北海道部会」へ改称。2005年には経済産業省の管轄地域に合わせて、北海道地域と分離して「東北支部」が発足し、東北6県に根差した知財活動が本格的に始まりました。初代支部長として迎えた立ち上げ期の出来事や関係者との交流は、今も鮮明に心に残っております。

現在でも、旧「東北・北海道部会」時代の親密な関係を背景に、北海道会との交流は続き、毎年現地またはオンラインで合同役員会を開催し情報交換を行っています。

2) 地域格差の克服 ― 青森事務所の開設と成果

全国的に見ても、東北地域は弁理士の密度が低く、地域内でも偏在が顕著でした。最大の課題は弁理士の増員と配置の是正であり、その象徴例として青森県が挙げられました。長らく常駐弁理士が不在であったため、2010（平成22）年1月、日本弁理士会として全国初の会設事務所を青森市内に開設しました。2名の弁理士が常駐し、無料相談や出張セミナーを継続的に実施し、地元企業の知財活動を活性化させました。2014年に会設事務所としての役割を終えた後も、民間事務所として定着し、所期の目的を達成しています。

この経験は、地方における知財支援の重要性と困難さ、そしてその意義を改めて示すものとなりました。

3) 震災復興と知財 ― 地域企業との連携

2011年3月11日の東日本大震災は、東北地域、とりわけ太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらしました。津波被害に加え、原子力発電所事故が追い打ちをかけ、多くの企業が存亡の危機に直面しました。その影響は長期化し、復興は今も道半ばです。

こうした中、東北会は被災企業や地域産業の再建を支えるため、無料相談会や出張セミナーを各地で開催しました。特に福島県郡山市での「知財広め隊」セミナー、地域ブランド

活用支援、復興関連の特許・商標出願の支援、特許庁や自治体との連携による相談体制整備など、多方面から支援を行いました。知財を活かして新たな価値創造に挑む企業や団体とともに歩んだ活動は、復興の原動力の一端を担いました。

4) 東北会の現在 ― 活動の広がり

当時所属していた組織改革特別委員会の支部名称変更の準備委員会の活動の結果、2019年、組織名称は「日本弁理士会東北会」と改められ、地域に根差した主体的活動が一層進展しました。無料相談やセミナーに加え、小・中・高・大学における知財教育支援など、活動範囲は拡大しています。

また、コロナ禍以降はオンライン相談やWebセミナーを導入し、広大な東北地域を効率的にカバーできる体制を構築しました。これは地域密着とICT活用を融合させた、新たな知財支援の形といえます。

5) 役員会と仲間たち ― 人の絆が支える活動

東北会では毎月1回の役員会を開催し、家族的な雰囲気の中で率直な意見交換が行われています。この開かれた議論の場は、全国的にも貴重です。

役員会後の懇親会では、地域の料理や地酒を囲み交流を深め、時には二次会、三次会、さらには四次会まで続くこともあります。こうした人と人とのつながりこそが、東北会の活動を長年支えてきた力です。

6) 未来への展望 ― 新しい知財支援の形へ

近年、AIや生成AIの特許事務所業務への活用が不可欠となり、先行技術調査や文献レビュー、出願書類や意見書・翻訳文書のドラフト作成などで飛躍的な効率化が進んでいます。しかし、AIは万能ではなく、弁理士の専門的判断や戦略的思考は今後も欠かせません。

人の知恵とAIの力を融合し、迅速かつ質の高い知財サービスを提供することが、これからの使命です。東北会は最新技術の活用事例を共有し、業務改革とスキル向上に努めてまいります。

7) 感謝とこれから

私自身、東北支部・東北会の活動を通じて地域と共に歩んできた時間を誇りに思います。活動の担い手は徐々に若い世代へ移行しつつあり、今後の東北会が柔軟かつ力強く発展することを心より願っています。

東北地域の発展に知財を通じて貢献し続けるため、今後とも皆様の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

東北会の過去と現在の変化について

平成19・20年度 日本弁理士会東北支部長

熊谷 繁



(部会設立から10周年まで)

東北・北海道部会の時代は、すべてが家族的な雰囲気で行われていました。当該部会の会合は東北6県の各温泉地で行われ、部会長の選出は各県持ち回りで行われておりました。平成18年(2006年)に東北・北海道部会からそれぞれ分かれて東北支部と北海道支部になり、東北支部は宮城県仙台市に事務室が置かれて女性事務員も配置されました。それまでは部会長がすべての事務を行っていたので佐藤睦子氏により支部長の負担の軽減になりました。

私は部会長時代からの持ち回りの決議により第2代目の支部長となりました。私が支部長時代に行ったことを順次述べさせていただきます。

1つ目は、東北支部のホームページを作成しました。東北地域の多くの人は弁理士がどのような人、どのような存在かわからないと思い、ホームページで顔写真を載せてあれば、初対面でも打ち解けて話せるのではないかと。また、各弁理士には各人の簡単なコメントを載せると共に、東北地図に各人の所在が分かるようにしました。このようなホームページは弁理士会にはなかったと思います。

2つ目は、知財仲裁センター(ADR)の東北支所を氏家弁護士と協力して立ち上げました。東北地方で知財紛争事件等はほとんどなかったが相談できる場所を提供することが大事と思い立ち上げました。私の在任中には1件も相談事例はありませんでしたが、東北の弁理士会と弁護士会が年に2、3回会合を開き、親交を深めました。

3つ目は、弁理士の倫理研修の集合研修です。倫理研修はAからEまでグループ分けされて個別に研修会場で研修を受講しなければならなかった点を東北支部で複数グループを纏めて一度に研修を受講できるようにしました。

4つめは、日本弁理士会の会設事務所を青森県に設けることを提案したことでした。当時青森県に事務所をおく弁理士は少なく、近在の弁理士や東京の弁理士が青森県に出張して知財相談等を受けておりました。実際に青森県に会設事務所ができたのは3代目須田篤支部長の時です。

支部長の退任後は、監査役と幹事を務めました。支部長を辞めた後は監査役として残って、東北支部の会計及び運営の監査を行うことが適当であるとの考えでした。したがって、一人で会計監査を行っておりました。

(この20年間)

この20年間での大きな出来事としては、東日本大震災と新型コロナウイルス禍でしよ

う。2011年3月11日の東日本大震災では津波により太平洋側の3県が大変な被害にあわれました。東北支部では4代目丸岡裕作支部長の案内により被害地を訪問しましたが、建物はすべてなくなっており、瓦礫の山が所々に積まれており、被害の大きさが分かりました。

2020年の新型コロナウイルス禍により、外出の禁止や会合の自粛等で集まる機会が少なくなりました。大企業等に置かれては在宅勤務のウェブ会議やメールでの情報交換等が行われるようになりました。秋田県在住の私としては東北会でもウェブ会議が利用でき、これで非常に楽になりました。仙台市の東北会会議に出かけるには往復の時間がもったいないし、体力的にも辛くなりました。

(東北会の未来への展望や要望について)

東北会においては、従たる事務所の基準等を見直した方が良いのではないのでしょうか。登録会員の数も増えてきているが、役員の人選にも苦慮する場面が多くなっており、地域在住の会員の増加を目的として見直しも必要と思っております。

現在は役員から離れており、東北会の状況も不案内ですが、会長を中心に今後の活動に期待しております。

「東北会の過去（部会設立から１０周年まで）と現在（この１０年間）の変化について」

平成２３・２４年度 日本弁理士会東北支部長
丸 岡 裕 作



東北６件の特許出願件数の推移をまとめてみました（特許庁の年次統計より主要年の特許出願件数を集計）。

１９９８年（平成１０年：東北・北海道部会設立）

・・・・・・・・２，９８２件

２００５年（平成１７年：支部設立）・・・・・・・・３，０８１件

２００９年（平成２１年：リーマンショックの翌年）・・・・・・・・２，０１１件

２０１１年（平成２３年：東日本大震災）・・・・・・・・１，５７５件

２０１５年（平成２７年：支部設立１０周年）・・・・・・・・１，７１９件

２０１９年（平成３１年：東北会に名称変更）・・・・・・・・１，８１４件

２０２４年（令和６年）・・・・・・・・１，３９１件

部会設立から１０周年まででは、リーマンショックと東日本大震災があり、これにより特許出願件数が激減し、業界の環境が大きく変化したことかと思います。

思い出深いのは、私が、東北支部（現在の東北会）の支部長に就任する直前の平成２３年３月１１日にあった東日本大震災です。支部長一年目から、日本弁理士会が立ち上げた「復興プロジェクト本部」の一員として活動しました。東北支部会員は極めて少ない（当時４９名）ので、組織立った活動ができませんから、「復興プロジェクト本部」等が行う事業に協力する活動等を行うことにしました。中でも、本部が制定した特許出願等復興支援制度は、中小企業等を知的財産活動の面から支援するため、被災地からの出願に係る費用を助成する制度です。多くの利用実績を挙げ、高評をえました。その他、フォーラム等の開催、パテントコンテストで「震災復興応援賞」の特別枠の設定、知的財産特別授業、なみえ焼そば支援等がありましたから、支部会員は、これら種々の支援事業に参加して活動しました。また、支部会員においては、他の団体等主催の復興支援事業に参加し、直接に被災地を訪問しての活動も行いました。例えば、岩手では、士業の集まりである岩手県士業懇談会が、被災地において「なんでも相談会」を何度も開催し、我々も東京の会員の協力も得てこれに参加しました。何れも甚大な被害のあった地域での開催であり、壊滅的な街や被災住民に触れ、心痛みながらの参加でした。

また、平成２３年１０月開催の「東北・北海道支部合同役員会」においては、大震災における知財の問題点について、議論がなされました。本合同役員会の翌日には、東北・北海道支部役員が、被災地石巻を視察しました。壊滅的な石巻市内を視察するとともに、日

本製紙石巻工場を訪問し、被災当時の大変な状況と復興への取り組みについてお話を伺い、また、工場見学もさせてもらい、被災の凄さを知り、皆で復興について考えました。当時は、北海道支部との合同役員会が年に1回はあり、親交が盛んにおこなわれていました。

私が支部長に就任した際には、既にありましたが、2010年1月、日本で初めて、青森県青森市に「会設事務所」が設置されました。運営弁理士2名がこれを運営しました。設置期限は原則3年でしたが、青森県からの強い要望もあり、特段の事情があるということで、総会の決議に基づいて、更に2年間延長が認められました。現在、これに携わった運営弁理士2名は、夫々、青森市と弘前市で独立して活躍中です。

10周年から現在までは、東日本大震災の復興も進み、また、会員数も10年前と比較して倍程度に増えており（2025年8月現在88名）、東北会に名称変更した2019年には、特許出願件数がリーマンショックのころの件数にまで上昇しようというところでしたが、いかんせん、ここ数年の特許出願件数を見ると、大震災のあった年の件数よりも下回ってきている現状があります。しかし、これに反して、無料発明相談会、各種セミナー開催、各種セミナーや小中高知財出前授業への講師派遣等、種々ある事業において、会務は多忙を極めており、その点では、会務活動は以前よりは活発化しているように思います。3年前から行っている商工会議所と連携した「無料相談会」は、相談者の数はさほどでもないけれども、地域に根差す活動としては意義ある事業と信じます。また、今年から始まった「弁理士紹介制度」も有意に機能していければと願っております。やや残念なのは、コロナもあってのことかもしれませんが、盛んにおこなわれてきた他支部との連携、特に北海道会との合同役員会や研修会が途絶えがちになっている点です。互いに情報交換をし、地方共通の課題について考え、親睦を深めることはとても有意義であると思うので、火を消してほしくないと願います。

今年は、東北支部設立20周年を迎えますが、改めて、“技術立国，知財立国”たる我が国を地方から支えて発展できるように、皆様とともに力を結集して活動していければと思います。

「東北会の歩み」

平成27・28年度 日本弁理士会東北支部長

三 浦 誠 一



(20周年を迎えて)

日本弁理士会東北支部第6代支部長の三浦誠一です(2015年度・2016年度就任)。

この度、日本弁理士会東北会(2006年設立)が「設立20周年」を迎えられたことにつき、東北会会員及び中小企業支援団体各位に心よりお礼申し上げます。

2019年に「東北支部」は現在の名称「東北会」に変わりました。当会が「東北支部」として活動していたとき、「設立10周年」を迎えました。2015年に支部長として、10周年を皆様とともに祝ったことをいまでも鮮明に覚えています。設立10年の「東北支部」支えてきたメンバーと現在の「東北会」を支えることになるメンバーが一緒になって10周年の行事を成し遂げました。祝賀会では、10周年行事を担当したメンバーと、とても楽しい時間を過ごすことができました。今でも、当時のメンバーには、深く感謝しています。

しかし、私のように楽しい時間を過ごせた支部長・会長経験者は少ないと思っています。「東北支部」時代は、2011年3月11日14時46分に発生した東日本大震災の影響で、東北支部の活動も一遍しました。当時の支部長は震災地に事務所がある方でしたので、公私ともに多忙かつ辛い時間を過ごされていたと思います。

また、「東北会」に名称が変わった2019年には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生・感染拡大を受け、人との対面による活動がほぼ不可能になりました。2023年5月8日から「5類感染症」になりましたが、東北会の活動に甚大な影響を与えました。「東北会」時代の歴代会長は、その状況下で可能な活動を続けられてきたと思います。

激甚災害や感染症拡大の状況下、東北支部および東北会を支えてこられた支部長及び会長には、重ねて感謝いたします。

(東北会のこれから)

私事ですが、今年2025年3月に車を購入しました。1991年に東京の特許事務所に勤務して以来、車の無い生活を送っていましたが、35年を経てまた自家用の車を運転することになりました。1か月点検のとき、ディーラーの担当者に「調子はどうですか？」と問われ、「まだ納車後1回しか運転していないので、よくわからない。」と回答したら、真顔で「バッテリーがあがるので、乗ってください！」と注意を受けました。長年の車無しの生活スタイルは、車を購入してもあまり変わりませんが、周りの人は、その生活の変化に注目してい

ます。

20年かけて積み上げられた東北会の活動は、たぶん今後も変わらず継続されるであろうと思います。また、外部環境や内部環境の変化により、活動の形態が変化することもあります。継続されることを希望します。

いま、東北会の最高責任者は、「支部長」でなく「会長」と呼ばれています。東北会の活動スタイルは変わっていないように思いますが、外部の注目に変化が生じてきていると思っています。「会長」の呼称が、今後の東北会の活動にも Win-Win の変化を与えることを期待しています。

特許庁のホームページに、2024年度からスタートしている「知財経営支援モデル地域創出事業」を実施するに当たり、知財重点支援エリアとして、青森県が選定されています。事業の内容は、4者連携と自治体・地域の支援機関等が一体となった支援ネットワークによる中小企業等への一気通貫の伴走支援等を行うものであります。また、日本弁理士会知的財産経営センターでは、弁理士による知財経営コンサルティング事業「弁理士知財キャラバン」による弁理士派遣が行われています。これら2つの事業は、東北会のキャパシティの観点から、東北会単独で行っていくことは困難であり、弁理士会本会の力を借りざるを得ません。

しかしながら、たとえば、「うちの会社にも権利化できる知財があるの？」の問いには、弁理士の使命として対応できると思います。中小企業が自社の知財の存在に気付く、ささやかな支援活動は東北会でできそうな気がします。実現すれば、東北を散歩でき、東北会としても東北地域の新たな知財支援の形を発見できる可能性があると思います。

設立10年を支えた東北支部メンバー（私の先輩弁理士）から受け継ぎたい、また東北会メンバーに引き継いでいただきたいことは「仙台に閉じ籠らず出かけて東北を散策する」ことであります。

最後に、2035年に東北会が東北地域経済向上の一つのツールとして必要とされていることを夢見て、その活動に参加していきます。

東北会の過去（部会設立から 10 周年まで）と現在（この 10 年間）の変化について感じる こと、および東北会の未来への展望や要望について

平成 31・令和 2 年度 日本弁理士会東北会会長
齋 藤 昭 彦



1. はじめに

私は、東日本大震災の翌年、妻の実家がある秋田県秋田市に移住し、事務所を開業いたしました。開業以来、東北会の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

東北会（東北支部）では 2013 年度より役員を務め、2019・2020 年度には会長を拝命いたしました。以下、誠に僭越ながら、2013 年度から 2019 年度までを前半期、2020 年度以降を後半期として振り返り、東北会の未来への展望について述べさせていただきます。

2. 前半期（2013 年度から 2019 年度まで）

役員になったばかりの頃は右も左も分からず、まずはできる限り役員会に出席することだけを心掛けておりました。先輩方には、会務だけでなく本業に関しても多くのご助言を頂き、大変学びの多い時間だったと記憶しております。月 1 回の役員会は、当時の私にとって本当にかけがえのない時間でした。

この時期は、北海道会との合同役員会や支部サミット、10 周年記念パーティーなどに参加し、会務活動の楽しさを実感した時期でもありました。合同役員会や支部サミットには様々な意見もありましたが、普段顔を合わせる機会の少ない会員同士が交流できる貴重なイベントであったと考えています。会務はあくまでもボランティアであり、楽しみながらでなければ続けることはできません。また、直接顔を合わせることで、その後の会務における連携が円滑になり、ひいては弁理士会全体の活性化につながっていると確信しております。

特に印象に残っていることは、2019 年に秋田で開催された合同役員会です。例年合同役員会と同日に会員向けの座学研修を開催していますが、この年は本会研修所と連携し、座学研修に加えて工場見学も実施しました。座学研修では、小玉醸造の社長で秋田県酒造組合会長（当時）であった小玉真一郎氏より、秋田における日本酒の醸造技術についてご講演いただきました。また、研修後の懇親会では秋田の郷土料理と小玉醸造の日本酒を味わいながら、会員同士の親睦を深めました。翌日は、希望者を募り参加費制にて貸切バスを手配し、小玉醸造の蔵を見学しました。現地では、小玉氏ご本人から日本酒や味噌の製造について直々にご説明いただきました。参加者は、本会副会長 3 名、研修所所長、北海道会会員 8 名、東北会会員 17 名、その他地域の会員 12 名の合計 41 名でした。これほど多くの弁理士が秋田に集まる機会は今後無いでしょう。



3. 後半期（2020 年度から現在まで）

2020 年度は、2019 年度までとは一転し、会員同士の直接の交流が激減しました。新型コロナウイルス感染症の流行により、県をまたぐ移動や懇親会などを自粛せざるを得ない社会状況になったためです。会長を務めていた私は、「東北会の会務活動は有志によるボランティアによって支えられている以上、感染リスクを最大限抑えるべきだ」という考えのもと、役員の皆様にご理解頂きながら、多くの事業を中止しました。役員会や総会も、従来は仙台での集合形式でしたが、2020 年度は Web 会議やハイブリッド形式での開催となりました。

2021 年度以降は、新型コロナウイルスの影響が徐々に収束し、自粛ムードが和らぐにつれて、外部機関や本会からの連携要請が急増しました。これにより会務の仕事量が増すだけでなく、年間スケジュールの見直しを迫られ、合同役員会などの規模縮小も余儀なくされました。こうした状況では、特に会長職の負担が大きくなり、会長の担い手が不足するのではないかと危惧しております。

4. 未来への展望

東北会という組織の持続可能性を高めていくためには、何よりも会務に関与してくれる会員を増やすことが第一です。東北地方は人口減少が著しく、移住促進も効果が出ていない

ため、多くの自治体が「関係人口」の増加に努めています。弁理士会においても、東北会の会務に関与してくれる他地域の会員、いわば「関係弁理士」を増やすことは十分に可能なはずです。そのために、まずは東北に従たる事務所を有する会員の方々が会務に参加しやすい環境づくりに取り組みたいと思います。

さらには、会長職の業務を多くの会員で分担して負担の軽減を図るとともに、会務活動を楽しみながら継続できる組織として、東北会が今後もいっそう発展していくことを願ってやみません。

日本弁理士会東北会20周年によせて

令和3年度 日本弁理士会東北会会長
若 山 剛



日本弁理士会東北会設立20周年、誠におめでとうございます。この記念すべき時に寄稿の機会をいただき、心より感謝申し上げます。

私が仙台へ移住し特許事務所を開業したのは2015年のことです。その頃から日本弁理士会東北会（以下、東北会）に参加させていただき、多くの先輩方や弁理士の仲間と交流できたことは、私の弁理士人生においてかけがえのない財産であり、深く感謝しております。

この10年間で、東北会は地域社会との連携を深め、より開かれた存在へと大きく変化を遂げてきたと実感しています。私が東北会に参加した頃は、まさに「ビジネスマッチ東北」等のエキスポへの出展をはじめ、対外的な活動が活発化し始めた時期でした。エキスポでは、弁理士や東北会の事業、そして知的財産に関する様々な施策を広く知ってもらうため、資料の配布や無料相談会が実施されました。また、特許庁と連携した「巡回特許庁」や「つながる特許庁」といったイベント共催も、弁理士の認知度向上に寄与しています。これらの広報活動は、「東北における弁理士の存在感を向上させる」という東北会の基本方針実現に大きく貢献してきました。

東北会における知財活動支援の根幹をなす事業として、毎週火曜日に開催される「常設知的財産相談会」が挙げられます。これは長年にわたり地域における知財活動を支え続けています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時的に中止となった時期もありましたが、その後も感染状況に応じてWeb相談への移行など、常に最適な方法を模索しながら知財活動支援の継続に努めてきました。このように、環境変化に柔軟に対応しながらも、地域への貢献を続けていることは、東北会の大きな強みであると感じています。

私は、令和3年度（2021年度）に会長を務めさせていただきました。この年度の東北会の基本方針は、「東北における弁理士の存在感を向上させるため、知的財産普及活動を継続実施すること」、「東北全県での知的財産相談会の開催に向けた他団体との連携活動を展開すること」、さらに「他の地域会との連携及び交流を通して、東北会の活動の充実を図ること」でした。この方針に基づき、3つの重点事業として、「地域に根ざした知的財産普及活動」、「東北全県での知的財産相談会の開催に向けた準備活動」、「6地域会連携会議の開催」を推進しました。

「地域に根ざした知的財産普及活動」においては、弁理士の認知度向上と知財活動支援のため、「知的財産セミナー」の実施や、「知財授業及びセミナー講師派遣」に注力しました。2022年1月には銀行の行員向けセミナーをオンラインで開催しました。当初は銀行の

顧客向けに計画されていましたが、コロナ禍の影響で行員向けに変更となりました。ウェブ会議システムを通じて支店にも配信され、84名が受講するなど、新たな普及活動の形となりました。また、2022年2月には岩手県立大学で知的財産権セミナーを実施しました。宮城県との連携によるセミナーも複数回開催し、専門性の高いテーマで、地域企業のニーズに応えることができました。さらに、平川市・黒石市少年少女発明クラブ、及び、郡山市少年少女発明クラブでは、発明工作授業を実施し、福島県立郡山商業高等学校では、知的財産授業を実施し、次世代の知財意識向上に努めました。

広報活動としては、2022年1月に東北6県版の新聞への全面広告掲載を行い、弁理士の存在感を高める努力を続けました。

加えて、東北会事務所がある仙台のみでの開催となっている常設相談会に加え、広大な東北地方をカバーする東北会として、仙台以外のエリアでのニーズにも応えたいという思いから、東北全県での知的財産相談会の検討がスタートしました。「東北全県での知的財産相談会の開催に向けた準備活動」は、令和4年度（2022年度）以降の本格実施を目指した重要な取り組みでした。これは、東北会が東北全域での知財活動支援体制を強化する第一歩となりました。この取り組みにより、各県で商工会議所と連携しながら、無料相談会を実施することができ、現在でも、継続されている事業となっています。

また、「6地域会連携会議の開催」は、北海道会、北陸会、中国会、四国会、九州会、そして、東北会からなる小規模な地域会において相互の連携を深める目的で実施されました。この会議を通じて、各地域会が抱える課題や成功事例を共有し、互いの活動の充実を図ることができました。

私の会長期に各地域会での「弁理士紹介制度」の設置についての検討が開始しました。その後、各地域会でも慎重な検討が行われ、東北会においても2024年1月に運用が開始しました。「弁理士紹介制度」は、知財活動支援を求める方々と適切な弁理士を繋ぎ、弁理士の活躍の場を広げる新たな基盤となると確信しています。

東北会は、東北地域において知財活動支援を通じ、弁理士の役割を広くPRし、弁理士自身の活躍の場も拡大させていると強く感じています。今後も、新たな技術や産業動向に合わせた知財活動支援、そして地域に根差した活動のさらなる強化を通じて、弁理士が東北の発展に貢献できる機会がますます増えることを期待しています。東北会が今後も地域にとって不可欠な存在として発展し続けることを心から願ってやみません。

会長任期を振り返って

令和5年度 日本弁理士会東北会会長
藤 田 正 広



私は、令和5年度に日本弁理士会東北会の会長を務めさせていただきました。

このたび、東北会の前身である東北支部設立から20周年という節目の年に、歴代支部長・会長の一人として在任時を振り返る機会をいただき、大変光栄に存じます。ここでは、令和5年度に取り組んだ事業や、その背景にあった思いを記しておきたいと思います。

私が会長に就任する直前、令和5年1月に本会主催の「スタートアップ支援セミナー in 仙台」が開催されました。仙台在住の副会長であった私は、会場準備や行政関係者への挨拶回りなどを担当しました。その際、東北経産局、宮城県、仙台市などの知財担当者の方々と直接お話しする機会を得ました。皆様が口をそろえておっしゃったのは、「知財に関する企業支援の場面で、弁理士の協力をぜひお願いしたい」ということでした。特に、地元企業の支援では地元の弁理士に依頼したいが、「誰がどの分野に強いかわからず、依頼先の選定に困っている」という声が多く聞かれました。

また、このセミナー準備を通じて仙台市の担当者の方々とお話しした際、仙台市が中心となって進めている「仙台スタートアップエコシステム推進協議会」に、東北会に2号会員として参加してほしいとのご要望もいただきました。同協議会は、「新しい価値を持続的に産み出すスタートアップ・エコシステムを産官学金労言で構築し、挑戦する人々と伴走して、仙台・東北における地域課題の解決と地域経済の活性化を実現する。」ことを理念としています(<https://sendai-startup-ecosystem.jp/about/>)。

1号会員は協議会立ち上げに参画したメンバーで構成されており、協議会の運営を担っています。2号会員は理念に賛同するメンバーで構成されており、協議会から発信されるさまざまな情報を共有していただけます。東北会も令和5年度から2号会員として参加し、協議会から発信される情報を会員の皆様へメールで共有しています。必要な情報がありましたら、ぜひ皆様の業務や活動にお役立ていただければと思います。

私が会長就任直後に出席した地域会会長会議では、本会から重点施策の説明があり、その一つとして「弁理士紹介制度の拡充」が挙げられていました。特定の依頼者に特定の弁理士を紹介することは、場合によっては他の弁理士の業務機会を圧迫しかねないため、本来は望ましくない面もあります。しかし、東北経産局、宮城県、仙台市などの知財担当者の方々と直接お話ししてみて、実際に紹介の要望が存在する以上、それに応える仕組みも

必要だと感じました。そこで私は、東北会でも弁理士紹介制度を導入してはどうかと提案しました。役員会での議論を経て、令和6年度から制度を開始することが決まりました。任期中に大きな実績を残せたわけではありませんが、次年度以降の取り組みにつながる一歩になったと感じています。

令和5年は、コロナ禍が収束へと向かい、人と直接顔を合わせる機会が戻ってきた年でした。それまで主流だったZ o o m等によるオンライン会議から、対面・オンライン併用のハイブリッド形式へと移行が進み、東北会の役員会も同様の形式が増えました。

しかし、会場参加者が増えると、東北会事務所の会議室に入りきらないという課題が生まれました。コロナ禍前には、事務所の1階上にある6階会議室を借りて対応することができましたが、ハイブリッド形式では5階事務所と6階会議室間のネットワーク環境整備が必要です。東北会事務所が入居しているビルは鉄筋コンクリート造のため、階をまたぐとW i - F iの電波強度が極端に弱まり、安定した通信ができませんでした。P L C（電力線通信）等の他の通信方法も試しましたが、速度不足で断念しました。

私はもともと実験核物理学の研究者で、放射線管理区域内にある実験室に置かれた装置や検出器を用いて実験を行っていました。実験中は、実験室内に大量の放射線が発生するため、人が実験室内に立ち入ることはできません。そのため、数百メートル離れた放射線管理区域外にある計測室から、実験室内の装置や検出器を遠隔操作して実験を行っていました。院生の頃から、制御・通信用ケーブルを数百メートル離れた実験室まで這わせることを嫌というほどやってきました。そのため、今回のケースでも、「5階と6階の間にL A Nケーブル1本通せば解決するのに」と内心悔しく思っていました。

なお、現在では、参加者が多い場合には貸会議室を利用して役員会を行っています。前会長の上野先生、現会長の坪先生、事務局の佐藤さんのご尽力により、交通の便が良く快適な環境で会議を開催できており、深く感謝申し上げます。

最後に、会長としての一年間の活動は、役員、事務局、そして会員の皆様のご理解とご協力なくしては成し得ませんでした。心より御礼申し上げます。

20周年という節目にあたり、これまで東北会を築いてこられた諸先輩方のご尽力に深く敬意を表するとともに、これからの20年に向け、知財を通じた地域貢献の歩みをさらに進めてまいりたいと存じます。

日本弁理士会東北会20周年に寄せて

令和6年度 日本弁理士会東北会会長
上野 大輔



2024年（令和6年）度会長の上野大輔です。日本弁理士会東北会20周年に際し、会長経験者として寄稿の機会をいただいたことを嬉しく思います。

私は2013年に弁理士登録し、2016年度から東北会の役員をしております。まだまだ若手のつもりですが、会務にかかわるようになって10年になります。2014年に初めて定期総会に出席した際、先輩方から温かく迎えていただき、翌年度の10周年記念ワーキンググループ（以下「WG」）と弁理士知財キャラバンWGにお誘いいただいて2015年度から会務に関わるようになり、2016年度からは役員を仰せつかって、現在に至ります。

私は、多くの弁理士の先生方とは毛色が異なり、弁護士資格で弁理士登録をしております。日常の業務のほとんどは弁護士業務であり、一時は特許出願に憧れたものの、出願書類作成の難しさと、東北会の先生方と親しくさせていただくようになり、各分野のエキスパートを顧客に紹介できるようになったことで、現在、特許出願は扱っておりません。ですので、弁理士でいと大口を叩くのは憚られるのですが、歴代支部長・会長の末席ということでご容赦頂ければと思います。

令和6年度の当会の大きな出来事としては、まず弁理士紹介制度の開始が挙げられます。従前より、弁理士に相談をしたいが心当たりの弁理士がいないので紹介をしてほしい、という事業者の方からのニーズは大きいものでありました。そこで、申込者が相談を希望される内容をもとに、担当する弁理士の募集を行う方法により、一定のマッチングのうえで相談を実施する形で、弁理士紹介制度の運用を開始しました。

次に、特許庁の知財経営支援モデル地域創出事業に青森県が選定されたことが挙げられます。同事業は、特許庁が日本弁理士会、INPIT、および日本商工会議所との協力のうへ、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体または地域を重点支援エリアとして指定し、事業者に対する伴走支援を行い、また、各支援機関の連携を深めるものです。当会も弁理士会の地元地域会として、事業全体、および個別の支援プロジェクトに、知財の専門家として関与しました。同事業は次年度以降も継続して実施されますので、引き続き青森県内における知財の経営への活用のためのお手伝いをしていきたいと思っております。

とはいえ、弁理士紹介制度については、仕組み作りから運用を通じて、ひとえにWG員の先生方のご尽力によるものであり、また知財経営支援モデル地域創出事業についても、担当された一部の先生方にご負担をかけてしまったと思います。この場をお借りして感謝申し

上げます。

私が東北会に関わるようになってから現在まで、会務に携わる先生方の顔ぶれが少しずつ変わり、引退された先生方もいらっしゃる一方、新たに会務に参加していただくようになった先生方もいらっしゃいますが、ポジティブな雰囲気は常に変わりません。それは、当会の出自が親睦を図るところにある点に加え、弁理士業務の多くは前向きなものであり、自然と先生方との会話もポジティブなものになることから来るように思います。役員会は、会を運営して皆様の執務のお手伝いをするためにありますが、他の役員の先生方に親しくしていただき、普段の業務に関しても相談させていただけるような関係を築くことができたのは、会務に参加したことの大きな収穫でした。

そのため、私の当会の今後に関する最大の希望は、今後、若手の弁理士の方が会務に参加していただき、先輩方とそのような関係を築いていただけるとよいな、という点です。

若手会員を増やしたい、という希望は、地方の各士業に共通するものだと思います。とはいえ、今後も大都市圏での執務を望む新規合格者は多いでしょうし、試験の合格者数や大規模事務所の採用等、外部要因に左右されることから、なかなか我々の行動で増やすことができるわけではありません。これは私の所属するもう一つの団体である弁護士会でも同じであり、2005年～2015年頃は合格者数が増え、地方会の会員数も急激に増えましたが、その後、合格者数の減少や事務所内定時期の前倒しが進み、地方での新規登録者は減少しています。

とはいえ、当会では多くの先生方に、新たに役員になっていただき、会務に参加していただいています。他の地域会では、役員や会長の成り手が見つからないことが課題としばしばいわれている中で、毎年のように新たに役員に加わっていただいております、遠慮なく活発に意見交換のできる当会の明るい雰囲気は誇れるものだと思いますし、これからも「楽しく」会の運営をしていくことで、東北会を盛り上げ、ひいては会員の皆様や東北地方の経済に貢献していければと思っています。

また最後に、この20年間の東北支部・東北会の運営は、事務の佐藤さんの存在なしには成り立ち得ませんでした。佐藤さんへの謝意を申し上げて、本稿の結びといたします。

